

# ネーミングライツ（命名権）の概要

## 1. ネーミングライツとは

県有施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付ける権利です。（ただし、条例上の施設名称は変更しません。）

命名権を取得した民間事業者は、県に命名権料を納めていただきます。

## 2. 導入の目的

民間事業者との協働の下に、熊本県が所有する施設を有効に活用することにより、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上（新たな事業の創出や施設の維持管理費の確保等）を図ることを目的とします。

## 3. 他施設の導入例

○熊本県民総合運動公園陸上競技場→『えがお健康スタジアム』

【平成29年2月～ 命名権料：年間2,500万円（4年契約）】

○藤崎台県営野球場→『リブワーク藤崎台球場』

【平成30年7月～ 命名権料：年間1,000万円（3年契約）】

## 4. ネーミングライツのメリット

### 民間事業者

#### ○PR効果が期待できます

ランドマーク施設に企業名、商品名等を付けることにより、イベント等の開催によるメディアへの露出など広告効果が期待できます

#### ○地域活性化に貢献できます

県有施設を利用した魅力あるイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます

#### ○イメージアップにつながります

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります

#### ○施設利用の特典を提供します

優待利用日の設定や商品販売・広告スペースの設置等の特典を設けます（詳細は施設ごとに協議の上決定します）

### 県・県民

○事業の実施、施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながり

○イベントや事業の実施に当たり、民間事業者との協働を推進することにより、県民サービスの向上が期待できる